

香芝市告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年12月26日

香芝市長 梅田善久

1 都市計画の種類

大和都市計画地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

香芝市上中の一部

3 縦覧場所

香芝市役所 都市建設部 都市計画課